

トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会 令和4年度の取組について



福島労働局



東北運輸局福島運輸支局



公益社団法人福島県トラック協会

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会のこれまでの経緯と取組

平成27年度から中央及び各都道府県に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置し、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための取組を推進している。

また、中央及び各都道府県協議会において平成28年度から平成29年度まで2カ年にわたりパイロット事業（実証事業）を実施し、荷待ち時間や荷役作業の削減等の取組を行い、これにより得られた成果を「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として策定した。

【福島県協議会の取組】

- | | |
|--------|--|
| 平成27年度 | トラック輸送における取引環境・労働時間改善 福島県協議会 設立 |
| 平成28年度 | 関東市場への青果品の輸送について、パイロット事業を実施 |
| 平成29年度 | 福島県内のタイヤ輸送、酒・飲料の輸送について、2つのパイロット事業を実施 |
| 平成30年度 | 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの普及・定着についての取組 |
| 令和元年度 | 建設資材の輸送における課題の整理・改善策の活用等について検討 |
| 令和2年度 | 生鮮食品の輸送における課題の整理・改善策の活用等について検討 |
| 令和3年度 | 過去パイロット事業の農産品（青果物）、酒・飲料輸送フォローアップ |

※福島県協議会 開催状況（福島運輸支局ホームページ）

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/fs/fs-sub58.htm>

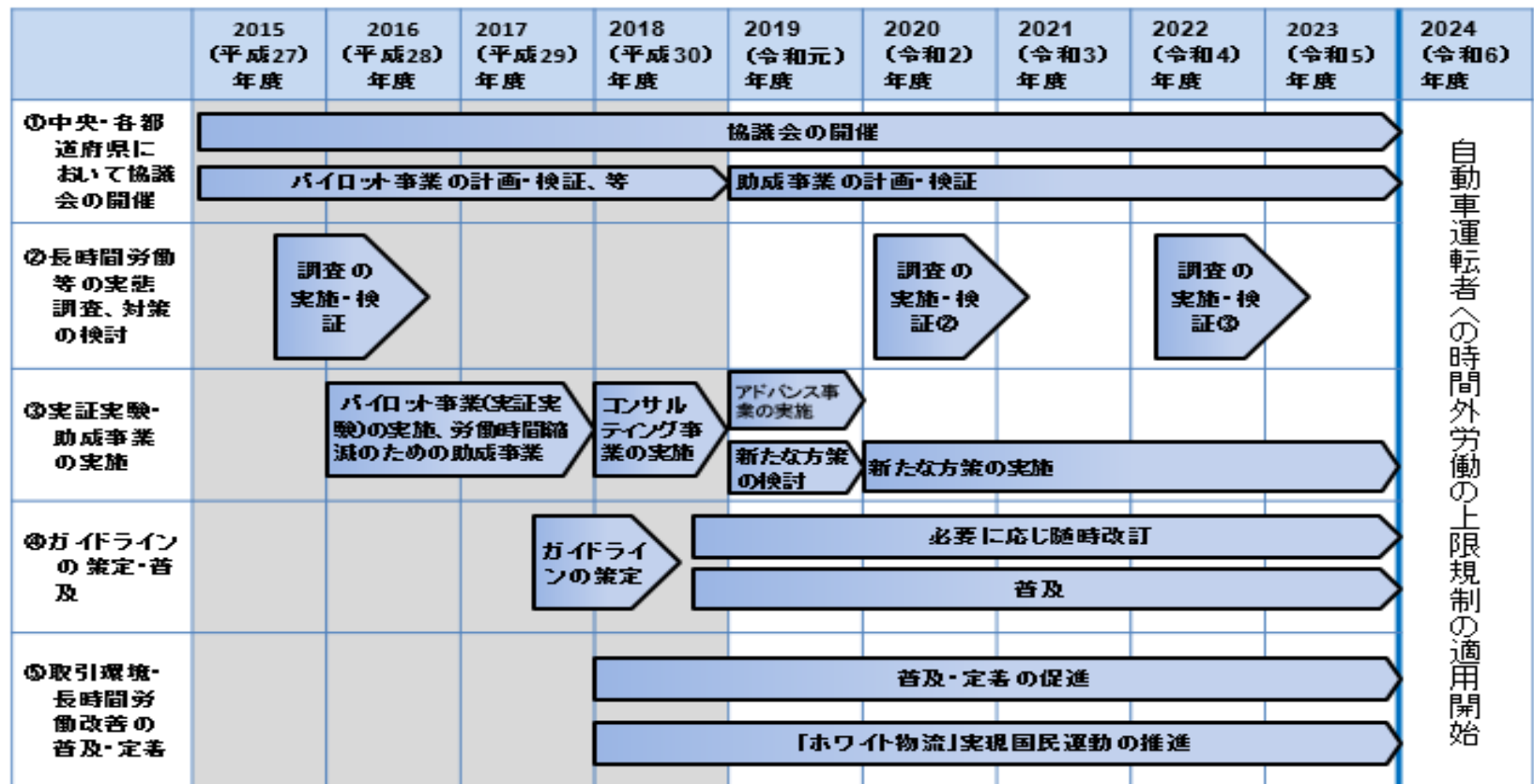


トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会について

令和4年度以降の地方協議会について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、令和6年度からトラック運転手に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、トラック運転手の長時間労働の改善を荷主と連携して更に加速させていく必要がある。これまでの経緯と背景を踏まえ、中央協議会及び地方協議会については、今年度以降も継続して長時間労働の改善に向けた取組を実施していく。

【トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けたロードマップ】



※2023(令和5年)4月には、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ

1. 令和4年度に取り組む対象輸送分野の選定について

○ 令和4年度に各地方協議会で取り組む対象輸送分野

- (1) 過去の実証事業のフォローアップを実施する必要がある輸送分野等
- (2) 中央協議会が実施した荷待ち時間の実態調査において、荷待ち時間が生じた件数が多かった「加工食品、建設資材、紙・パルプ、飲料・酒、生鮮食品」の輸送分野
- (3) 各地方協議会が取組事項として特に必要と認めた輸送分野

各地方協議会において、上記の中から1つ以上の輸送分野を選定。その輸送分野における課題の整理、課題に対する改善策の活用等を検討する。

○ 福島県協議会において令和4年度に取り組む対象輸送分野

上記を踏まえ、福島県協議会は「配合飼料輸送」に取り組むこととしたい。

その選定経緯及び選定理由は以下のとおり。

(選定経緯)

令和3年度から実施の農産品へのフォローアップにおいて、農産品輸送の元請運送事業者であるJ A パールライン(株)から「配合飼料輸送」において課題が生じているとの情報があり、ヒアリングを実施した結果、下記の選定理由に記載した実態が認められた。

(選定理由)

配合飼料輸送においては、運送が専用の特殊車両(バルク車)を使用して行われること、特有の付随作業があること等により2024年4月からの改正後の改善基準告示適用後は現行スケジュールでの運行は困難になる懸念があることから、課題の抽出及び改善策の検討に取り組むこととしたい。

○ 令和4年度以降、重点取組事項(本件資料4～5ページ参照)が、令和6年度から適用される時間外労働の上限規制に向けて効果的な取組となるよう、PDCAサイクルによる継続的な改善を行う。

2. 令和4年度において検討の対象とする輸送分野の概要

対象輸送分野：配合飼料輸送

取組事項：配合飼料の輸送にかかる長時間労働改善

①関係事業者

発荷主：飼料工場

元請運送事業者：J A パールライン福島（株）

実運送事業者：岩代運送（株）、（株）平田運輸

②対象とする輸送分野の物流の概要

- ・特殊車両（バルク車）にて飼料工場である発荷主にて配合飼料を積み込み、福島県内の各畜産農家等まで配送している。
- ・その他、福島県内の飼料販売会社にて配合飼料を積み込み、福島県内の各畜産農家等まで配送もある。

③現状の課題

- ・特殊車両（バルク車）による運送であり、対応できる運送事業者も減少し、車両、ドライバーが限られている。
- ・荷卸先で飼料タンクへ納品する際に荷台上（タンク）での高所作業、防疫体制の徹底による消毒作業という特有の付帯作業が発生しているが、付帯作業の料金は収受していない。
- ・高速料金の収受がなく、一般道を走行しているため、運転時間、拘束時間が長くなり、今後さらにドライバー不足の状況になると、改正後の改善基準告示等の違反が生じる懸念がある。

3. 課題の改善のための取組の概要（案）

【令和4～5年度】

- (1) 第16回福島県協議会（今回）において、令和4年度以降【配合飼料輸送】の分野に取り組むことについて協議。
- (2) (1)において了承が得られた場合、実運送事業者、元請運送事業者それぞれにヒアリングを実施、トラックドライバーの運転時間、荷役時間等運行の実態を確認するとともに、トラックドライバーの労働時間、労働条件の課題を抽出。
- (3) 発荷主に対し、(2)により抽出した課題を共有し、あわせて荷主側の「2024年問題」に関する検討・取組状況や課題等を把握し、改善策を検討する。
- (4) 第17回福島県協議会において、対象輸送分野における課題及び改善策の検討状況等について報告、取組方針について協議。
- (5) 以降についても、福島県協議会を開催し取組状況を報告、協議をしながら検討、改善につなげていく。
- (6) ヒアリング等を通じて抽出した課題、検討した改善策等について広く展開する。

【参考】

農林水産省：飼料流通の合理化に関する検討会（令和2年度）

農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryu/siryu_ryutu_kentoukai.html

農林水産省で令和2年度に飼料輸送の合理化に関する検討会を開催し、飼料流通の合理化に向けた課題とその改善方策等を検討。

（別添参考資料）



地方協議会名:福島県協議会

重点取組事項:農産品輸送及び酒・飲料輸送における実証事業のフォローアップによる労働時間の改善について

【概要】

過去の実証事業実施輸送分野において、待機時間・附帯作業等が発生している「農産品」及び「酒・飲料」について、実証事業のフォローアップとして実証事業後の改善状況を把握するとともに、長時間労働につながっている課題、及び改善策の検討に取り組むことによりさらなる労働時間改善を図る。

| 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024～年度 | KPI | 備考 |
|--|--|---|---|--|----|
| <p data-bbox="84 405 1156 468">農産品輸送及び酒・飲料輸送における実証事業のフォローアップ</p> <p data-bbox="323 622 727 786">農産品輸送における実証事業後の改善状況、課題を把握するためヒアリングを実施</p> <p data-bbox="323 1029 727 1200">酒・飲料輸送における実証事業後の改善状況、課題を把握するためにヒアリングを実施</p> | <p data-bbox="741 486 1156 601">配合飼料輸送における労働時間改善</p> <p data-bbox="741 622 1156 786">ヒアリングにより確認した改善状況等や課題について展開</p> <p data-bbox="741 808 1156 972">配合飼料輸送における課題等を抽出、改善策を検討</p> <p data-bbox="741 1022 1156 1200">ヒアリングにより確認した酒・飲料輸送における発荷主及び運送事業者の協力による取組を改善事例として展開</p> | <p data-bbox="1038 808 1156 972">課題、改善策等を展開</p> | <p data-bbox="1176 401 1404 1236">自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用開始</p> | <ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="1431 451 1680 594">・農産品輸送及び酒・飲料輸送における労働時間改善<li data-bbox="1431 722 1680 822">・配合飼料輸送における労働時間改善 | |